

土木工事標準積算基準書（電気・機械編） 新旧対照表

※1 主な改定部分を掲載しています。

※2 本表は、県のホームページに掲載しています。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12743.html>)

令和2年8月1日

神奈川県県土整備局

土木工事標準積算基準書（電気通信編）

第Ⅶ編 積算

第2章 工事費の積算

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行

第Ⅶ編 積算
第2章 工事費の積算

① 機器・材料等の区分

電気通信設備工事に用いる器資材の区分は次によるものとし、その具体的区分は別表第1によるものとする。
 「機器」とは、「当該機器の製作工場等で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場においては加工等を必要としないもの」をいう。
 「材料」とは、「素材品質等の確認（認証等を含む）が製作工場等でなされて調達されるもので、施工現場において造成、加工を必要とするもの」をいう。
 「鋼構造製作物」とは、「施工現場条件に応じ個別に工場製作がなされ、製作工場で仮組立等により品質検査・構成等の確認がなされる鋼構造製作物で、現場において組立・架設等を必要とするもの」をいう。

別表 第1

機器・材料等の区分

設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備考
多重無線通信装置	① 多重無線装置	① ケーブル・電線	① 通信铁塔	
	② 空中線及びレドーム	② 電線管等管路材及び付属品	② 反射板構造物	
	③ 伝送装置、端局装置及び同ユニット	③ 導波管	③ 空中線取付架台	
	④ 遠方監視制御装置、回線監視装置	④ 避雷針、避雷器、接地材	④ ケーブルラック等鉄塔付帯設備（鉄塔と一体のもの）	
	⑤ 上記①～④に類する装置	⑤ ケーブルラック	⑤ 反射板面	
テレメータ設備	① 監視局の無線装置、空中線、分配器、操作卓、プリンター、表示盤	① ケーブル・電線		
	② 観測局、中継局等の無線装置、空中線、雨量計又は水位計、直流電源装置、太陽電池電源装置	② 電線管等管路材及び付属品		
	③ 上記①、②に類する装置	③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト ⑤ 空中線取付金具		

改 定

第Ⅶ編 積算
第2章 工事費の積算

① 機器・材料等の区分

電気通信設備工事に用いる器資材の区分は次によるものとし、その具体的区分は別表第1によるものとする。
 「機器」とは、「当該機器の製作工場等で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場においては加工等を必要としないもの」をいう。
 「材料」とは、「素材品質等の確認（認証等を含む）が製作工場等でなされて調達されるもので、施工現場において造成、加工を必要とするもの」をいう。
 「鋼構造製作物」とは、「施工現場条件に応じ個別に工場製作がなされ、製作工場で仮組立等により品質検査・構成等の確認がなされる鋼構造製作物で、現場において組立・架設等を必要とするもの」をいう。

別表 第1

機器・材料等の区分

設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備考
多重無線通信装置	① 多重無線装置	① ケーブル・電線	① 通信铁塔	
	② 空中線及びレドーム	② 電線管等管路材及び付属品	② 反射板構造物	
	③ 伝送装置、端局装置及び同ユニット	③ 導波管	③ 空中線取付架台	
	④ 遠方監視制御装置、回線監視装置	④ 避雷針、避雷器、接地材	④ ケーブルラック等鉄塔付帯設備（鉄塔と一体のもの）	
	⑤ 上記①～④に類する装置	⑤ ケーブルラック	⑤ 反射板面	
テレメータ設備	① 監視局の無線装置、空中線、分配器、 同軸避雷器 、操作卓、プリンター、表示盤	① ケーブル・電線		
	② 観測局、中継局等の無線装置、空中線、 同軸避雷器 、雨量計又は水位計、直流電源装置、太陽電池電源装置	② 電線管等管路材及び付属品		
	③ 上記①、②に類する装置	③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト ⑤ 空中線取付金具		

機器費対象品目の追加

改定趣旨・根拠

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行					改 定					改定趣旨・根拠
機器・材料等の区分					機器・材料等の区分					機器費対象品目の追加
設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備考	設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備考	
放 流 警 報 設 備	① 制御監視局の無線装置、 空中線、分配器、操作卓、 タイプライタ、表示盤 ② 警報局の無線装置、空中 線、サイレン及びサイレ ン制御盤、拡声器及び音 声増幅装置、放流警報表 示機及び同制御盤等 ③ 中継局はテレメータ設備 に準じる ④ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト	① 表示機支柱構造物		放 流 警 報 設 備	① 制御監視局の無線装置、 空中線、分配器、 同軸避 雷器 、操作卓、タイプラ イタ、表示盤 ② 警報局の無線装置、空中 線、 同軸避雷器 、サイレ ン及びサイレン制御盤、 拡声器及び音声増幅装 置、放流警報表示機及び 同制御盤等 ③ 中継局はテレメータ設備 に準じる ④ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト	① 表示機支柱構造物		
移 動 体 通 信 設 備	① 総括局、統制局の主制御 装置、データ回線終端装 置、表示制御装置、監視 制御端末、時計装置及び 監視表示盤 ② 基地局の基地局装置、空 中線共用装置及び空中線 ③ 移動局の携帯型及び車載 型移動局装置 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ 空中線取付金具			移 動 体 通 信 設 備	① 総括局、統制局の主制御 装置、データ回線終端装 置、表示制御装置、監視 制御端末、時計装置及び 監視表示盤 ② 基地局の基地局装置、空 中線共用装置及び空中 線、 同軸避雷器 ③ 移動局の携帯型及び車載 型移動局装置 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ 空中線取付金具			
衛 星 通 信 地 球 局 設 備	① 固定型衛星地球局のアン テナ装置、送受信装置、 個別通信端局装置、画像 端局装置及び回線制御装 置 ② 可搬型衛星通信地球局の アンテナ装置、送受信装 置、端局装置、小型交換 装置、画像端局装置、画 像設備及び車輛・付帯設 備 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 導波管 ④ 避雷針、避雷器、接地材			衛 星 通 信 地 球 局 設 備	① 固定型衛星地球局のアン テナ装置、送受信装置、 個別通信端局装置、画像 端局装置及び回線制御装 置 ② 可搬型衛星通信地球局の アンテナ装置、送受信装 置、端局装置、小型交換 装置、画像端局装置、画 像設備及び車輛・付帯設 備 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 導波管 ④ 避雷針、避雷器、接地材			
電 話 交 換 設 備	① 自動電話交換装置の本 体、操作卓、電話機 ② 電話交換設備に付帯する ネットワーク装置、変換 装置、接続装置 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線及び配線 材料 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 避雷器、保安器 ④ 壁掛形中継端子盤			電 話 交 換 設 備	① 自動電話交換装置の本 体、操作卓、電話機 ② 電話交換設備に付帯する ネットワーク装置、変換 装置、接続装置 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線及び配線 材料 ② 電線管等管路材及び付属 品 ③ 避雷器、保安器 ④ 壁掛形中継端子盤			

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行				改 定				改定趣旨・根拠																																																												
<p>⑤ 間接工事費</p> <p>(略)</p> <p>別表 第3</p> <table border="1"> <caption>機器管理費率</caption> <tr> <th rowspan="2">対象機器単体費 適用区分</th> <th>1,400万円以下</th> <th colspan="2">1,400万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器管理費率 [%]</td> <td>18.22</td> <td>42380.2</td> <td>-0.4711</td> <td>5.21</td> </tr> </table> <p>(2)算定式 [機器管理費率算定式] $L = A \cdot E^b$ ただし L : 機器管理費率 [%] E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位 : 円] A、b : 変数値 (注) Lの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表 第4</p> <table border="1"> <caption>機器管理費率の補正</caption> <tr> <th>種 別</th> <th>補正係数</th> </tr> <tr> <td>機器製作及び据付調整を行う場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>機器製作のみを行う場合</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>機器を支給する場合</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>上記を複合した場合</td> <td>補正係数算定式により算出された係数 (h)</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第3で求めた機器管理費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>(2) 算定式 [補正係数算定式] $h = \frac{E_a + (E_b + E_c) \times 0.5}{E}$ ただし h : 補正係数 E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位 : 円] E_a : Eのうち機器製作及び据付調整を行う機器の機器単体費計 [単位 : 円] E_b : Eのうち機器製作のみを行う機器の機器単体費計 [単位 : 円] E_c : Eのうち支給する機器の機器単体費相当額計 [単位 : 円] (注) hの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>				対象機器単体費 適用区分	1,400万円以下	1,400万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	項目		A	b		機器管理費率 [%]	18.22	42380.2	-0.4711	5.21	種 別	補正係数	機器製作及び据付調整を行う場合	1.0	機器製作のみを行う場合	0.5	機器を支給する場合	0.5	上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数 (h)	<p>⑤ 間接工事費</p> <p>(略)</p> <p>別表 第3</p> <table border="1"> <caption>機器管理費率</caption> <tr> <th rowspan="2">対象機器単体費 適用区分</th> <th>1,400万円以下</th> <th colspan="2">1,400万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器管理費率 [%]</td> <td>18.22</td> <td>42380.2</td> <td>-0.4711</td> <td>5.21</td> </tr> </table> <p>(2)算定式 [機器管理費率算定式] $L = A \cdot E^b$ ただし L : 機器管理費率 [%] E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位 : 円] A、b : 変数値 (注) Lの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表 第4</p> <table border="1"> <caption>機器管理費率の補正</caption> <tr> <th>種 別</th> <th>補正係数</th> </tr> <tr> <td>機器製作及び据付調整を行う場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>機器製作のみを行う場合</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>機器を支給する場合</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>機器移設する場合</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>上記を複合した場合</td> <td>補正係数算定式により算出された係数 (h)</td> </tr> </table> <p>(注1) 別表第3で求めた機器管理費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>(2) 算定式 [補正係数算定式] $h = \frac{E_a + (E_b + E_c + E_d) \times 0.5}{E}$ ただし h : 補正係数 E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位 : 円] E_a : Eのうち機器製作及び据付調整を行う機器の機器単体費計 [単位 : 円] E_b : Eのうち機器製作のみを行う機器の機器単体費計 [単位 : 円] E_c : Eのうち支給する機器の機器単体費相当額計 [単位 : 円] E_d : Eのうち移設する機器の機器単体費相当額計 [単位 : 円] (注) hの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>				対象機器単体費 適用区分	1,400万円以下	1,400万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	項目		A	b		機器管理費率 [%]	18.22	42380.2	-0.4711	5.21	種 別	補正係数	機器製作及び据付調整を行う場合	1.0	機器製作のみを行う場合	0.5	機器を支給する場合	0.5	機器移設する場合	0.5	上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数 (h)	<p>機器移設作業に関する 機器管理費の変更</p> <p>移設対象額の追加</p> <p>移設対象額の追加</p>
対象機器単体費 適用区分	1,400万円以下	1,400万円を超え2億円以下			2億円を超えるもの																																																															
	下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																
項目		A	b																																																																	
機器管理費率 [%]	18.22	42380.2	-0.4711	5.21																																																																
種 別	補正係数																																																																			
機器製作及び据付調整を行う場合	1.0																																																																			
機器製作のみを行う場合	0.5																																																																			
機器を支給する場合	0.5																																																																			
上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数 (h)																																																																			
対象機器単体費 適用区分	1,400万円以下	1,400万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																
	下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																
項目		A	b																																																																	
機器管理費率 [%]	18.22	42380.2	-0.4711	5.21																																																																
種 別	補正係数																																																																			
機器製作及び据付調整を行う場合	1.0																																																																			
機器製作のみを行う場合	0.5																																																																			
機器を支給する場合	0.5																																																																			
機器移設する場合	0.5																																																																			
上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数 (h)																																																																			

第Ⅷ編 步掛

第 1 章 一般事項

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行	改 定	改定趣旨・根拠
<p style="text-align: center;">第Ⅷ編 歩掛</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 一般事項</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 一般事項</p> <p>① 一般事項</p> <p>1 通 則</p> <p>本歩掛は、国土交通省直轄の土木事業における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。</p> <p>ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適當又は困難であると認められる場合を除く。</p> <p>2 適 用</p> <p>(1) 本歩掛は、標準歩掛を示すもので、必ずしも全ての場合に適用し得るものではなく、実際の運用にあたっては、この標準歩掛を基準にして次の諸条件を勘案するものとする。</p> <p>1) 気象条件</p> <p>2) 施工箇所の土質、地形及び立地条件</p> <p>3) 工事量と工期</p> <p>4) 特殊作業</p> <p>5) 交通条件</p> <p>6) その他</p> <p>(2) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特記仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。</p> <p>(3) 既設設備の撤去工事は、個別歩掛に明示のある場合を除き、「機器、材料等を再使用する場合」は、原則として据付歩掛の 0.5 倍とする。</p> <p>ただし、「再使用しない場合」は、原則として 0.2 倍とし技術者、技術員は、電工に置き換えて計上するものとする。</p> <p>(4) 電気通信関係の標準歩掛名称に据付又は調整の明記があるものは、個別歩掛に明示のある場合を除き同一場所、同時施工の 2 台目（又は類する単位）以降は、1 台につき、基本歩掛の 0.7 倍とする。</p> <p>ただし、低減は小さい方を対象とする。</p> <p>(5) 本歩掛以外の作業種別は、別途積上げ計上するものとする。</p> <p>(6) 道路沿い（地中）は、河川敷内の配管にも適用する。</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅷ編 歩掛</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 一般事項</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 一般事項</p> <p>① 一般事項</p> <p>1 通 則</p> <p>本歩掛は、国土交通省直轄の土木事業における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。</p> <p>ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適當又は困難であると認められる場合を除く。</p> <p>2 適 用</p> <p>(1) 本歩掛は、標準歩掛を示すもので、必ずしも全ての場合に適用し得るものではなく、実際の運用にあたっては、この標準歩掛を基準にして次の諸条件を勘案するものとする。</p> <p>1) 気象条件</p> <p>2) 施工箇所の土質、地形及び立地条件</p> <p>3) 工事量と工期</p> <p>4) 特殊作業</p> <p>5) 交通条件</p> <p>6) その他</p> <p>(2) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特記仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。</p> <p>(3) 既設設備の撤去工事は、個別歩掛に明示のある場合を除き、「機器、材料等を再使用する場合」は、原則として据付歩掛の 1.0 倍とし、「再使用しない場合」は、原則として 0.5 倍とする。</p> <p>(4) 電気通信関係の標準歩掛名称に据付又は調整の明記があるものは、個別歩掛に明示のある場合を除き同一場所、同時施工の 2 台目（又は類する単位）以降は、1 台につき、基本歩掛の 0.7 倍とする。</p> <p>ただし、低減は小さい方を対象とする。</p> <p>(5) 本歩掛以外の作業種別は、別途積上げ計上するものとする。</p> <p>(6) 道路沿い（地中）は、河川敷内の配管にも適用する。</p>	<p style="color: red;">撤去作業等における補正係数の変更</p>

第2章 共通設備

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行

第2章 共通設備

第1節 共通設備工

① 配管・配線工

3 標準歩掛

3-1 配管

(略)

(8) 金属製可とう電線管敷設

作業種別	細別規格	単 位	電工	摘要
金属製可とう電線管	22mm 以下	100m	4.2	
	36mm 以下	100m	6.5	
	54mm 以下	100m	11.9	
	76mm 以下	100m	13.8	
	82mm 以下	100m	16.6	

改 定

第2章 共通設備

第1節 共通設備工

① 配管・配線工

3 標準歩掛

3-1 配管

(略)

(8) 金属製可とう電線管敷設

作業種別	細別規格	単 位	電工	摘要
金属製可とう電線管	24mm 以下	100m	4.2	
	38mm 以下	100m	6.5	
	63mm 以下	100m	11.9	
	76mm 以下	100m	13.8	
	83mm 以下	100m	16.6	

改定趣旨・根拠

JIS規格との整合

第3章 電気設備

現 行

改 定

改定趣旨・根拠

第3章 電気設備
第6節 道路照明設備工

(略)
(追加)

第3章 電気設備
第6節 道路照明設備工

(略)

本基準化に伴う新規追加

⑤ 照明灯プレキャスト基礎設置工

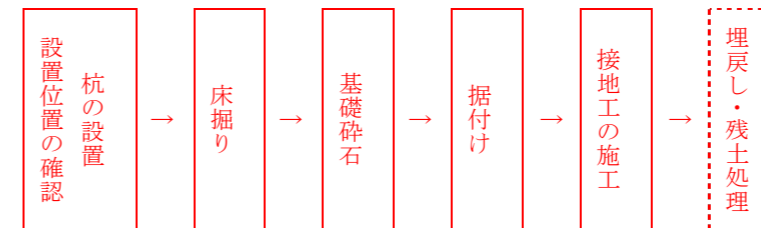
1 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、照明灯プレキャスト基礎設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

3-1 床掘り

作業種別	細別規格	単位	アースオーガ運転(時間)	普通作業員	摘要
照明灯基礎	500φ2m以下	10基	7.0	0.9	
	500φ2.5m以下	10基	9.0	1.1	

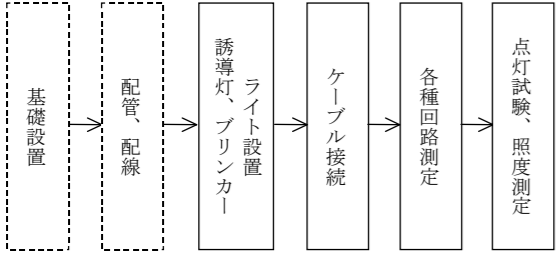
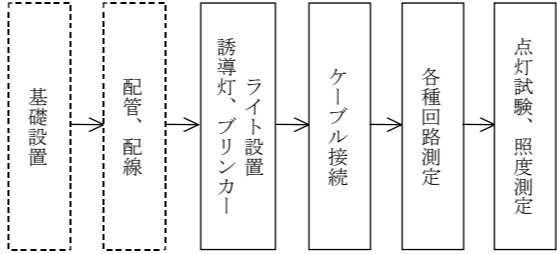
3-2 基礎砕石、据付け

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準積算基準書第Ⅱ編第2章⑩排水構造物工⑩-1排水構造物工(3-6)プレキャスト集水枡」による。

3-3 接地工設置工

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節②接地設置工3-1接地設置」による。

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行	改 定	改定趣旨・根拠																				
<p>⑤ 視線誘導灯設置工</p> <p>1 適用範囲 本資料は、道路照明設備の内、視線誘導灯設置工に適用する。</p> <p>2 施工概要 施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。</p>  <pre> graph LR A[基礎設置] -.-> B[配管、配線] B -.-> C[誘導灯、ライト設置、プリンカー] C -.-> D[ケーブル接続] D -.-> E[各種回路測定] E -.-> F[点灯試験、照度測定] </pre> <p>3 標準歩掛</p> <p>3-1 プリンカーライト設置</p> <table border="1" data-bbox="186 921 991 1016"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>細別規格</th> <th>単位</th> <th>電工</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プリンカーライト設置</td> <td></td> <td>個</td> <td>0.25</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 本歩掛は、ポールを設置及びポール内配線接続を含む。 2. ポール基礎及び基礎ボルトは、別途計上する。</p> <p>3-2 視線誘導灯設置 本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。</p>	作業種別	細別規格	単位	電工	摘要	プリンカーライト設置		個	0.25		<p>⑥ 視線誘導灯設置工</p> <p>1 適用範囲 本資料は、道路照明設備の内、視線誘導灯設置工に適用する。</p> <p>2 施工概要 施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。</p>  <pre> graph LR A[基礎設置] -.-> B[配管、配線] B -.-> C[誘導灯、ライト設置、プリンカー] C -.-> D[ケーブル接続] D -.-> E[各種回路測定] E -.-> F[点灯試験、照度測定] </pre> <p>3 標準歩掛</p> <p>3-1 プリンカーライト設置</p> <table border="1" data-bbox="1433 921 2237 1016"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>細別規格</th> <th>単位</th> <th>電工</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プリンカーライト設置</td> <td></td> <td>個</td> <td>0.25</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 本歩掛は、ポールを設置及びポール内配線接続を含む。 2. ポール基礎及び基礎ボルトは、別途計上する。</p> <p>3-2 視線誘導灯設置 本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。</p>	作業種別	細別規格	単位	電工	摘要	プリンカーライト設置		個	0.25		<p>項番変更</p>
作業種別	細別規格	単位	電工	摘要																		
プリンカーライト設置		個	0.25																			
作業種別	細別規格	単位	電工	摘要																		
プリンカーライト設置		個	0.25																			

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行	改 定	改定趣旨・根拠
<p>⑥ 視線誘導灯基礎設置工</p> <p>1 適用範囲 本資料は、道路照明設備の内、視線誘導灯基礎設置工に適用する。</p> <p>2 施工概要</p> <p>施工フロー</p> <p style="text-align: center;">本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。</p> <pre> graph LR A[杭の設置 設置位置の確認] --> B[床掘り、 碎石敷均し] B --> C[均しコンクリート 打設、養生] C --> D[型枠、ペーライン 敷設] D --> E[配筋、基礎アンカー ボルト設置] E --> F[コンクリート打設、 養生] F --> G[埋戻し、 残土処理] G --> H[視線誘導灯設置] style H stroke-dasharray: 5 5 </pre> <p style="text-align: center;">本作業は、第3章第5節①配電線設備設置工3-10作業土工（電気）による。</p> <p>3 標準歩掛 本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。</p>	<p>⑦ 視線誘導灯基礎設置工</p> <p>1 適用範囲 本資料は、道路照明設備の内、視線誘導灯基礎設置工に適用する。</p> <p>2 施工概要</p> <p>施工フロー</p> <p style="text-align: center;">本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。</p> <pre> graph LR A[杭の設置 設置位置の確認] --> B[床掘り、 碎石敷均し] B --> C[均しコンクリート 打設、養生] C --> D[型枠、ペーライン 敷設] D --> E[配筋、基礎アンカー ボルト設置] E --> F[コンクリート打設、 養生] F --> G[埋戻し、 残土処理] G --> H[視線誘導灯設置] style H stroke-dasharray: 5 5 </pre> <p style="text-align: center;">本作業は、第3章第5節①配電線設備設置工3-10作業土工（電気）による。</p> <p>3 標準歩掛 本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。</p>	<p>項番変更</p>

第 4 章 通信設備

現 行

改 定

改定趣旨・根拠

第4章 通信設備

第4章 通信設備

第1節 多重無線設備工

第1節 多重無線設備工

(略)

(略)

② 空中線装置設置工

② 空中線装置設置工

1 適用範囲

本資料は、多重無線設備の内、空中線装置、レドーム等の設置を行う空中線装置設置工に適用する。

1 適用範囲

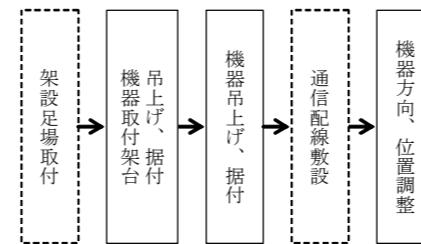
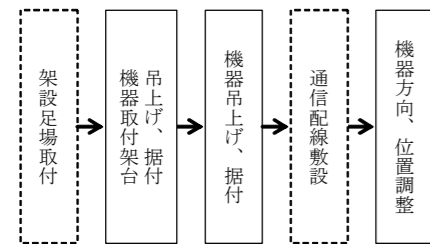
本資料は、多重無線設備の内、空中線装置、レドーム等の設置を行う空中線装置設置工に適用する。

2 施工概要

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

3 標準歩掛

3-1 空中線据付

3-1 空中線据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
八木型	スクリーントラップ 5EL・8EL	基	—	1.0	
パラボラ取付	4mφ	基	1.0	3.5	
	3mφ	基	1.0	3.0	
	2.4mφ	基	1.0	2.7	
	2mφ	基	1.0	2.5	
	1.2mφ	基	1.0	2.0	

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
八木型	スクリーントラップ 5EL・8EL	基	—	1.0	
パラボラ取付	4mφ	基	1.0	3.5	
	3mφ	基	1.0	3.0	
	2.4mφ	基	1.0	2.7	
	2mφ	基	1.0	2.5	
	1.2mφ	基	1.0	2.0	

(注) 1. 本歩掛は、地上高20mの場合とし、高さによる補正は次式による。

$$\text{地上高さ } h \text{ [m] の高さの歩掛} = \text{標準歩掛} \times \left\{ 1 + \frac{0.5}{80} (h - 20) \right\}$$

- レドーム付空中線は、1.2倍とする。ただし、架台は除く。
- パラボラアンテナの撤去は、再使用しない場合においても、本歩掛の0.5倍とする。
- 高さ、レドーム付空中線による補正をした歩掛を基準に、同一場所（同一空中線柱等）、同時施工の2基以降は、1基につき0.7倍とする。

(注) 1. 本歩掛は、地上高20mの場合とし、高さによる補正は次式による。

$$\text{地上高さ } h \text{ [m] の高さの歩掛} = \text{標準歩掛} \times \left\{ 1 + \frac{0.5}{80} (h - 20) \right\}$$

- レドーム付空中線は、1.2倍とする。ただし、架台は除く。
- パラボラアンテナの撤去は、再使用しない場合においても、本歩掛の1.0倍とする。
- 高さ、レドーム付空中線による補正をした歩掛を基準に、同一場所（同一空中線柱等）、同時施工の2基以降は、1基につき0.7倍とする。

撤去作業等における
補正係数の変更

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行	改 定	改定趣旨・根拠																																																
<p style="text-align: center;">第4節 移動体通信設備工</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p style="text-align: center;">第4節 移動体通信設備工</p> <p>(略)</p> <p>② デジタル陸上移動通信装置設置工</p> <p>1 適用範囲 本資料は、移動体通信の内、デジタル陸上移動通信装置等の設置を行うデジタル陸上移動通信装置設置工に適用する。</p> <p>2 施工概要</p> <p>施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。</p>  <p style="text-align: center;">*1 *1は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。 ただし、移設の場合は除く。</p> <p>3 標準歩掛</p> <p>3-1 デジタル陸上移動通信装置据付</p> <table border="1" data-bbox="1389 1197 2499 1549"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>細別規格</th> <th>単位</th> <th>技術者</th> <th>技術員</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基地局無線装置</td> <td></td> <td>架</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>共用器含む(注1)</td> </tr> <tr> <td>塔頂増幅器</td> <td>送信フィルター一体型</td> <td>台</td> <td></td> <td>1.5</td> <td>(注1,2)</td> </tr> <tr> <td>塔頂増幅器</td> <td>送信フィルタ分離型（塔頂部）</td> <td>台</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>(注1,2)</td> </tr> <tr> <td>塔頂増幅器</td> <td>送信フィルタ分離型（室内部）</td> <td>台</td> <td></td> <td>0.5</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>車載型無線装置</td> <td></td> <td>台</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>遠隔通信制御装置</td> <td></td> <td>台</td> <td>1.0</td> <td>—</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>遠隔通信装置</td> <td></td> <td>台</td> <td>0.5</td> <td>—</td> <td>(注1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 同一場所、同一施工の2架(台)以降は1架(台)につき0.7倍とする。 2 塔頂増幅器を鉄塔に据え付ける場合は高さ補正を行うものとし、「土木工事標準積算基準書（電気通信編）第Ⅷ編第4章第4節①移動体通信装置設置工3-10移動体通信用空中線据付」による。</p>	作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	適 要	基地局無線装置		架	1.0	2.0	共用器含む(注1)	塔頂増幅器	送信フィルター一体型	台		1.5	(注1,2)	塔頂増幅器	送信フィルタ分離型（塔頂部）	台		1.0	(注1,2)	塔頂増幅器	送信フィルタ分離型（室内部）	台		0.5	(注1)	車載型無線装置		台	0.5	0.5	(注1)	遠隔通信制御装置		台	1.0	—	(注1)	遠隔通信装置		台	0.5	—	(注1)	<p>本基準化に伴う新規追加</p>
作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	適 要																																													
基地局無線装置		架	1.0	2.0	共用器含む(注1)																																													
塔頂増幅器	送信フィルター一体型	台		1.5	(注1,2)																																													
塔頂増幅器	送信フィルタ分離型（塔頂部）	台		1.0	(注1,2)																																													
塔頂増幅器	送信フィルタ分離型（室内部）	台		0.5	(注1)																																													
車載型無線装置		台	0.5	0.5	(注1)																																													
遠隔通信制御装置		台	1.0	—	(注1)																																													
遠隔通信装置		台	0.5	—	(注1)																																													

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行	改 定	改定趣旨・根拠																																																				
(追加)	<p>3-2 デジタル陸上移動通信装置調整</p> <table border="1" data-bbox="1406 310 2484 730"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>細別規格</th> <th>単位</th> <th>技術者</th> <th>技術員</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基地局無線装置</td> <td></td> <td>架</td> <td>1.5</td> <td>—</td> <td>(注1,2)</td> </tr> <tr> <td>車載型無線装置</td> <td></td> <td>台</td> <td>0.5</td> <td>—</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>遠隔通信制御装置</td> <td></td> <td>台</td> <td>1.0</td> <td>—</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>遠隔通信制御装置</td> <td>基地局増設時</td> <td>台</td> <td>0.5</td> <td>—</td> <td>1台増設毎</td> </tr> <tr> <td>遠隔通信装置</td> <td></td> <td>台</td> <td>0.5</td> <td>—</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>遠隔通信装置</td> <td>基地局増設時</td> <td>台</td> <td>0.3</td> <td>—</td> <td>1台増設毎</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 同一場所、同一施工の2架(台)以降は1架(台)につき0.7倍とする。 2 塔頂増幅器調整は基地局無線装置調整に含む。</p> <p>3-3 デジタル陸上移動通信装置総合調整</p> <table border="1" data-bbox="1421 928 2362 1035"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>細別規格</th> <th>単位</th> <th>技術者</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合調整</td> <td></td> <td>式</td> <td>2.5</td> <td>(注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 上記工数は、遠隔通信制御装置1台、遠隔通信装置1台、基地局1台、移動局20台(同一場所)の条件を基本条件としている。 2 基本条件のとき、移動局数が20台までは上記工数とする。 3 同一場所で移動局が20台を超える場合は、1台につき0.05人増とする。 4 基地局が2台目以降は、1台につき0.5人増とする。 5 遠隔通信装置が2台目以降は、1台につき0.5人増とする。 6 移動局が別の場所で調整を行う場合は、移動局が10台まで技術者を1.0人とし、10台を超える場合は1台につき0.05人増とする。</p> <p>※ 総合調整とは、遠隔通信制御装置、遠隔通信装置、基地局装置、車載無線装置(携帯型無線装置)の通信、監視制御をいう。</p>	作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	適 要	基地局無線装置		架	1.5	—	(注1,2)	車載型無線装置		台	0.5	—	(注1)	遠隔通信制御装置		台	1.0	—	(注1)	遠隔通信制御装置	基地局増設時	台	0.5	—	1台増設毎	遠隔通信装置		台	0.5	—	(注1)	遠隔通信装置	基地局増設時	台	0.3	—	1台増設毎	作業種別	細別規格	単位	技術者	適 要	総合調整		式	2.5	(注)	
作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	適 要																																																	
基地局無線装置		架	1.5	—	(注1,2)																																																	
車載型無線装置		台	0.5	—	(注1)																																																	
遠隔通信制御装置		台	1.0	—	(注1)																																																	
遠隔通信制御装置	基地局増設時	台	0.5	—	1台増設毎																																																	
遠隔通信装置		台	0.5	—	(注1)																																																	
遠隔通信装置	基地局増設時	台	0.3	—	1台増設毎																																																	
作業種別	細別規格	単位	技術者	適 要																																																		
総合調整		式	2.5	(注)																																																		

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行

第5節 衛星通信設備工

(略)

3-4 個別通信端局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
個別通信端局装置		架	5.0	

(注) 同一場所、同時施工の2架以降の場合は、1架につき0.5倍とする。

3-5 画像端局装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
画像端局装置		架	1.0	2.0	
回線制御装置		架	1.0	2.0	

(注) マーキング、架台、振止取付及び同一室内の電源線、アース線の敷設を含む。

3-6 画像端局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
画像端局装置		台	4.0	
回線制御装置		台	10.0	

3-7 空中線据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
アンテナ装置	5mφ	基	4.0	13.0	
	7mφ	基	4.0	17.0	
融雪部		個	1.0	3.0	

(注) 1. 送受信装置～アンテナ装置間の軽微な電源線、信号線、導波管を含む。
2. アンテナ架台については、別途積算とする。
3. アンテナの撤去は、再使用しない場合においても、本歩掛の0.5倍とする。

3-8 空中線調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
アンテナ装置	5mφ	基	9.5	4.5	
	7mφ	基	11.0	6.0	
融雪部		個	0.5	0.5	

3-9 総合調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
総合調整	本省局	式	36.0	
	大阪局	式	27.0	
	地整局	式	20.0	

(注) 総合調整は次の対向試験を含む。
・本省局：大阪局、地整本局及び車載局との対向試験
・大阪局：本省局、地整本局及び車載局との対向試験
・地整局：本省局、大阪局、他地整の据付時の地整本局及び車載局との対向試験

改 定

第5節 衛星通信設備工

(略)

3-4 個別通信端局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
個別通信端局装置		架	5.0	

(注) 同一場所、同時施工の2架以降の場合は、1架につき0.5倍とする。

3-5 画像端局装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
画像端局装置		架	1.0	2.0	
回線制御装置		架	1.0	2.0	

(注) マーキング、架台、振止取付及び同一室内の電源線、アース線の敷設を含む。

3-6 画像端局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
画像端局装置		台	4.0	
回線制御装置		台	10.0	

3-7 空中線据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
アンテナ装置	5mφ	基	4.0	13.0	
	7mφ	基	4.0	17.0	
融雪部		個	1.0	3.0	

(注) 1. 送受信装置～アンテナ装置間の軽微な電源線、信号線、導波管を含む。
2. アンテナ架台については、別途積算とする。
3. アンテナの撤去は、再使用しない場合においても、本歩掛の1.0倍とする。

3-8 空中線調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
アンテナ装置	5mφ	基	9.5	4.5	
	7mφ	基	11.0	6.0	
融雪部		個	0.5	0.5	

3-9 総合調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
総合調整	本省局	式	36.0	
	大阪局	式	27.0	
	地整局	式	20.0	

(注) 総合調整は次の対向試験を含む。
・本省局：大阪局、地整本局及び車載局との対向試験
・大阪局：本省局、地整本局及び車載局との対向試験
・地整局：本省局、大阪局、他地整の据付時の地整本局及び車載局との対向試験

改定趣旨・根拠

撤去作業等における
補正係数の変更

第 5 章 電子応用設備

現 行

改 定

改定趣旨・根拠

第5章 電子応用設備

第5章 電子応用設備

第3節 レーダ雨（雪）量計設備工

第3節 レーダ雨（雪）量計設備工

(略)

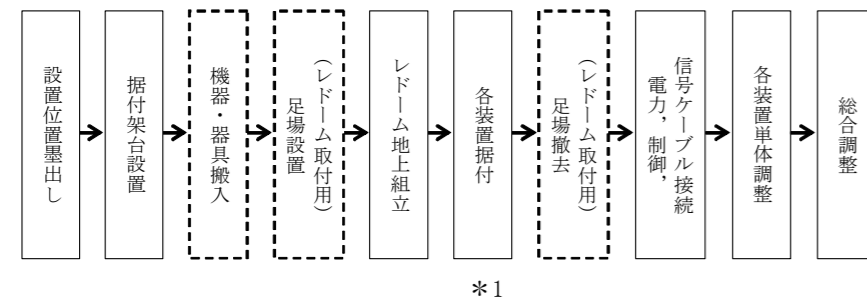
③ レーダ基地局装置設置工

1 適用範囲

本資料は、レーダ雨（雪）量計設備の内、基地局装置の設置を行う、レーダ基地局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 レーダ基地局装置（単一偏波）据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	普通作業員	鉄筋工
レドーム	人力施工	台	0.6	12.0	23.0	5.0
空中線装置		台	2.0	5.5	—	—
導波管加圧装置		台	—	0.5	—	—
空中線制御装置		架	1.0	2.0	—	—
送受信装置		架	1.6	3.2	—	—
信号処理装置		架	1.0	2.0	—	—
収集処理装置		架	1.0	2.0	—	—
入出力装置		架	1.0	2.0	—	—
電源制御装置		架	1.0	2.0	—	—
PPI装置		台	1.0	1.0	—	—

(注) 1. 送受信装置には、レーダ動作監視装置を含む。
2. 本作業種別以外の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか、別途積上げ計上する。
3. 空中線装置の撤去は、本歩掛の0.5倍とする。

(略)

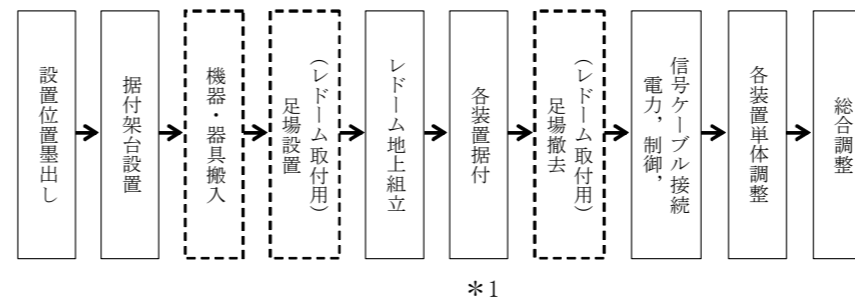
③ レーダ基地局装置設置工

1 適用範囲

本資料は、レーダ雨（雪）量計設備の内、基地局装置の設置を行う、レーダ基地局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 レーダ基地局装置（単一偏波）据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	普通作業員	鉄筋工
レドーム	人力施工	台	0.6	12.0	23.0	5.0
空中線装置		台	2.0	5.5	—	—
導波管加圧装置		台	—	0.5	—	—
空中線制御装置		架	1.0	2.0	—	—
送受信装置		架	1.6	3.2	—	—
信号処理装置		架	1.0	2.0	—	—
収集処理装置		架	1.0	2.0	—	—
入出力装置		架	1.0	2.0	—	—
電源制御装置		架	1.0	2.0	—	—
PPI装置		台	1.0	1.0	—	—

(注) 1. 送受信装置には、レーダ動作監視装置を含む。
2. 本作業種別以外の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか、別途積上げ計上する。
3. 空中線装置の撤去は、本歩掛の1.0倍とする。

撤去作業等における
補正係数の変更

土木工事標準積算基準書（機械編）

第Ⅸ編 機械設備

第 1 章 一般共通

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行			
表-1・5 新設工事輸送費（沖縄・離島を除く）			
区 分		輸 送 費 [円]	「x」の定義
河川用 水門設備	小形水門	プレートガーダ構造 ローラーゲート ($x \times D < 1,500$ の場合) $y = (58.8x + 155) \times D + 51,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数
		プレートガーダ構造 スライドゲート ($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (26.5x + 70) \times D + 116,000$	
	中・大形水門	プレートガーダ構造 ローラーゲート ($x \times D < 1,500$ の場合) $y = (44.9x + 337) \times D + 51,000$	
		プレートガーダ構造 角落しゲート ($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (20.2x + 152) \times D + 116,000$	
	水門、堰	シェル構造ローラ ゲート ($x \times D < 1,500$ の場合) $y = (135x - 1,594) \times D + 51,000$ ($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (60.9x - 717) \times D + 116,000$	
		起伏ゲート 起伏ゲート 「小形水門10(m ² /門)未満」及び「中・大形水門、堰10(m ² /門)以上」に準ずる。	
ダム用 水門設備	放流設備	三方水密ラジアル ゲート $y = (30.7x - 242) \times D + 1,226,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数
		四方水密ラジアル ゲート $y = (252x - 643) \times D + 1,226,000$	
	制水設備	四方水密ローラ ゲート $y = (105x + 694) \times D + 1,226,000$	
		四方水密スライド ゲート $y = (55.8x + 797) \times D + 1,226,000$	
	放流管	大容量放流管 $y = (12.4x - 811) \times D + 1,226,000$	放流管体積[m ³] ×条数
		大容量放流管 (整流板のみ) $y = (6.17x - 170) \times D + 1,226,000$	面積[m ²]×面数
		小容量放流管 $y = (7.42x + 28) \times D + 1,226,000$	放流管体積[m ³] ×条数
	取水設備	直線多段ゲート $y = (55.5x + 922) \times D + 1,226,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数
		円形多段ゲート $y = (112x - 132) \times D + 1,226,000$	体積[m ³]×門数
	小容量放流設備用ゲート ・バルブ $y = (1.54x - 980) \times D + 63,000$		口径[mm]×門数 (適用範囲： $x \geq 700$)
ゴム引布製起伏ゲート設備 ($x \times D < 1,500$ の場合) $y = (17.4x + 12) \times D + 51,000$ ($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (7.80x + 5) \times D + 116,000$		扉体面積[m ² /門] ×門数	
揚排水ポンプ 設備	固定機場 $y = (7.70x + 805) \times D + 104,000$	ポンプ吐出量 [m ³ /min]×台数	
	水中ポンプ (φ400以上) $y = (11.0x + 264) \times D + 104,000$		
	水中ポンプ (φ400未満) 「道路排水設備」に準ずる。		
	除塵設備 $y = 52.0x \times D + 145,000$		対象設備質量[t]

(つづく)

改 定			
表-1・5 新設工事輸送費（沖縄・離島を除く）			
区 分		輸 送 費 [円]	「x」の定義
河川用 水門設備	小形水門	プレートガーダ構造 ローラーゲート $y = (17.2x + 42) \times D + 212,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数
		プレートガーダ構造 スライドゲート	
	中・大形水門	プレートガーダ構造 ローラーゲート $y = (17.8x + 146) \times D + 212,000$	
		プレートガーダ構造 角落しゲート $y = (12.5x + 199) \times D + 212,000$	
	水門、堰	シェル構造ローラ ゲート ($x \times D < 1,500$ の場合) $y = (135x - 1,594) \times D + 51,000$ ($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (60.9x - 717) \times D + 116,000$	
		起伏ゲート 起伏ゲート $y = (12.5x + 199) \times D + 212,000$	
ダム用 水門設備	放流設備	三方水密ラジアル ゲート $y = (30.7x - 242) \times D + 1,226,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数
		四方水密ラジアル ゲート $y = (252x - 643) \times D + 1,226,000$	
	制水設備	四方水密ローラ ゲート $y = (105x + 694) \times D + 1,226,000$	
		四方水密スライド ゲート $y = (55.8x + 797) \times D + 1,226,000$	
	放流管	大容量放流管 $y = (12.4x - 811) \times D + 1,226,000$	放流管体積[m ³] ×条数
		大容量放流管 (整流板のみ) $y = (6.17x - 170) \times D + 1,226,000$	面積[m ²]×面数
		小容量放流管 $y = (7.42x + 28) \times D + 1,226,000$	放流管体積[m ³] ×条数
	取水設備	直線多段ゲート $y = (55.5x + 922) \times D + 1,226,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数
		円形多段ゲート $y = (112x - 132) \times D + 1,226,000$	体積[m ³]×門数
	小容量放流設備用ゲート ・バルブ $y = (1.54x - 980) \times D + 63,000$		口径[mm]×門数 (適用範囲： $x \geq 700$)
ゴム引布製起伏ゲート設備 ($x \times D < 1,500$ の場合) $y = (17.4x + 12) \times D + 51,000$ ($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (7.80x + 5) \times D + 116,000$		扉体面積[m ² /門] ×門数	
揚排水ポンプ 設備	固定機場 $y = (7.70x + 805) \times D + 104,000$	ポンプ吐出量 [m ³ /min]×台数	
	水中ポンプ (φ400以上) $y = (11.0x + 264) \times D + 104,000$		
	水中ポンプ (φ400未満) 「道路排水設備」に準ずる。		
	除塵設備 $y = 53.4x \times D + 216,000$		対象設備質量[t]

(つづく)

備考

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行		
(つづき)		
区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義
ダム施工機械設備	$y=26.6x \times D+1,226,000$	対象設備質量[t]
トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン $y=(0.16x-132) \times D+124,000$	ファン口径[mm] ×基数 (適用範囲： $x \geq 1000$)
トンネル非常用施設	消火設備 $y=73.9x \times D+170,000$	対象設備質量[t]
消融雪設備	消雪設備 (散・送水管) $y=71.5x+25,000$	散・送水管の延長 [m]
	消雪設備 (ケーシング管・ストレーナ・揚水管) $y=348x+73,000$	ケーシング管+ストレーナ+揚水管の延長[m]
	融雪設備 $y=337x+24,000$	融雪面積[m ²]
道路排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)	$y=(0.85x+44) \times D+103,000$	ポンプ口径 [mm]×台数
共同溝付帯設備	$y=215x \times D+69,000$	対象設備質量[t]
駐車場設備	$y=30.6x \times D+180,000$	対象設備質量[t]
車両重量計設備	重量計 ($x \times D < 1,500$ の場合) $y=83.9x \times D+51,000$ ($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y=37.8x \times D+116,000$	対象設備質量[t]
	軸重計 $y=75.1x \times D+140,000$	対象設備質量[t]
道路用昇降設備	$y=88.2x \times D+130,000$	対象設備質量[t]
ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	「道路用昇降設備」に準ずる。
	流木止設備	$y=52.9x \times D+199,000$
	係船設備	
遠方監視操作制御設備	$y=89.9x \times D+98,000$	対象設備質量[t]
鋼製付属設備	$y=33.6x \times D+46,000$	対象設備質量[t]

- (注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D] は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。なお、輸送費[円] は1,000円未満を切り捨てるものとする。
 2. 各算定式は、各章で定める構成機器すべての輸送費である。
 3. 揚排水ポンプ設備には、救急排水ポンプ設備は含まれないことから、別途積上げによる。
 4. 消融雪設備は、プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし、別途積上げによる。
 5. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事及び水門等に付随する管理橋に適用するものとし、他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備（手摺、防護柵、タラップ及び埋設する据付架台等）を含んでいる。

改 定		
(つづき)		
区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義
ダム施工機械設備	$y=26.6x \times D+1,226,000$	対象設備質量[t]
トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン $y=(0.16x-132) \times D+124,000$	ファン口径[mm] ×基数 (適用範囲： $x \geq 1000$)
トンネル非常用施設	消火設備 $y=73.9x \times D+170,000$	対象設備質量[t]
消融雪設備	消雪設備 (散・送水管) $y=71.5x+25,000$	散・送水管の延長 [m]
	消雪設備 (ケーシング管・ストレーナ・揚水管) $y=348x+73,000$	ケーシング管+ストレーナ+揚水管の延長[m]
	融雪設備 $y=337x+24,000$	融雪面積[m ²]
道路排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)	$y=(0.85x+44) \times D+103,000$	ポンプ口径 [mm]×台数
共同溝付帯設備	$y=215x \times D+69,000$	対象設備質量[t]
駐車場設備	$y=30.6x \times D+180,000$	対象設備質量[t]
車両重量計設備	重量計 ($x \times D < 1,500$ の場合) $y=83.9x \times D+51,000$ ($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y=37.8x \times D+116,000$	対象設備質量[t]
	軸重計 $y=75.1x \times D+140,000$	対象設備質量[t]
道路用昇降設備	$y=88.2x \times D+130,000$	対象設備質量[t]
ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	「道路用昇降設備」に準ずる。
	流木止設備	$y=52.9x \times D+199,000$
	係船設備	
遠方監視操作制御設備	$y=89.9x \times D+98,000$	対象設備質量[t]
鋼製付属設備	$y=38.3x \times D+81,000$	対象設備質量[t]

- (注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D] は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。なお、輸送費[円] は1,000円未満を切り捨てるものとする。
 2. 各算定式は、各章で定める構成機器すべての輸送費である。
 3. 揚排水ポンプ設備には、救急排水ポンプ設備は含まれないことから、別途積上げによる。
 4. 消融雪設備は、プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし、別途積上げによる。
 5. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事及び水門等に付随する管理橋に適用するものとし、他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備（手摺、防護柵、タラップ及び埋設する据付架台等）を含んでいる。

備考

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行

表-1・10 標準一般管理費等率

対 象 額	標準一般管理費等率
500万円以下	21.78 %
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円)
30億円を超えるもの	11.78 %

(注) G_1 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

表-1・11 前払金支出割合補正係数

前払金支出割合 区 分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

(注) なお、各機関で別途定めているところは各機関の定めによる。

表-1・12 機器単体費補正係数

$R = 1 - \frac{K}{1.25}$ <p>ただし、R : 機器単体費補正係数 (小数) K : 工事原価に占める機器単体費の比率 (小数)</p>
--

(注) R及びKは、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

改 定

表-1・10 標準一般管理費等率

対 象 額	標準一般管理費等率
500万円以下	27.00 %
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -2.9648 \text{Log}(C_1) + 46.862$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円)
30億円を超えるもの	18.76 %

(注) G_1 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

現行のとおり

備 考

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行	改 定	備 考						
<p>表－2 修繕工事輸送費（沖縄・離島を除く） 本歩掛の適用範囲は、$0 < x \times D \leq 100$ とする。</p> <table border="1" data-bbox="299 233 1308 338"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>輸 送 費 [円]</th> <th>「x」の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全工種 ($0 < x \times D \leq 100$の場合)</td> <td>$y = 693x \times D + 11,352$</td> <td>対象設備質量 [t] (適用範囲：$0 < x \times D \leq 100$)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。 なお、輸送費 [円] は1,000円未満を切り捨てるものとする。 2. 上記算定式は、「据付製品の現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。 3. 修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は、表－1及び表－2修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては、表－1・5新設工事輸送費にて算出を行うものとする。</p> <p>(2) 材料費 1) 据付材料費の算出対象労務費は、積雪寒冷地補正等を行わないものとする。 2) 生コンクリート、電線、電線管等を土木工事あるいは、電気工事歩掛により積算する場合の材料割増及び補助材料費は当該工事歩掛による。 ただし、機械設備の据付工数に含まれる電気配線等については、据付直接材料費として計上し、雑材料は、当該設備の補助材料費率をもって算出する。 なお、機側操作盤以降の電気配線及び配管について、各工種区分で率計上の場合には積上計上不要である。</p> <p>(3) 直接労務費 機械設備据付工の定義は、下記のとおりとする。 現場において機械設備の据付けに従事する者で機械設備の現場据付について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労務者。 なお、現場代理人もしくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者、補助的作業及び配管・配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は除く。 a. 据付基準線の芯出し罫書き b. 据付用架台等の仮設物設置 c. 各機器の搬入及び吊り込み・固定 d. 部材の溶接 e. 溶接材の歪み等の矯正 f. 溶接部の仕上げ加工 g. ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定 h. 個々の機器等の接続及び各種調整 i. 機械設備における総合試運転調整 j. 各据付工程における段取り</p> <p>2－2 間接工事費 (1) 共通仮設費 1) 鋼製付属設備を単独で発注する場合の共通仮設費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。 2) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。 3) 河川浄化設備の共通仮設費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。 (2) 現場管理費 1) 鋼製付属設備を単独で発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。 2) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。 3) 河川浄化設備の現場管理費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。</p>	区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義	全工種 ($0 < x \times D \leq 100$ の場合)	$y = 693x \times D + 11,352$	対象設備質量 [t] (適用範囲： $0 < x \times D \leq 100$)	<p>現行のとおり</p> <p>(3) 直接労務費 機械設備据付工の定義は、下記のとおりとする。 現場において機械設備の据付けに従事する者で機械設備の現場据付について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労務者。 なお、現場代理人もしくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者、補助的作業及び配管・配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は除く。 a. 据付基準線の芯出し罫書き b. 据付用架台等の仮設物設置 c. 各機器の搬入及び吊り込み・固定 d. 部材の溶接 e. 溶接材の歪み等の矯正 f. 溶接部の仕上げ加工 g. ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定 h. 機器の更新、部品交換等に伴う既設品の取外し、現場搬出、積込み i. 個々の機器等の接続及び各種調整 j. 機械設備における総合試運転調整 k. 各据付工程における段取り</p> <p>現行のとおり</p>	
区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義						
全工種 ($0 < x \times D \leq 100$ の場合)	$y = 693x \times D + 11,352$	対象設備質量 [t] (適用範囲： $0 < x \times D \leq 100$)						

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行	改 定	備 考								
<p>(3) 据付間接費</p> <p>1) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。</p> <p>2) 河川浄化設備の据付間接費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。</p> <p>[解] 3 設計技術費</p> <p>(1) 塗装工事（現場塗替え工事）は、設計技術費を計上しない。修繕工事で内容が設備の修繕の場合は、設計技術費を計上する。</p> <p>(2) 河川浄化設備の設計技術費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。</p> <p>[解] 4 一般管理費等</p> <p>(1) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、表－3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p style="text-align: center;">表－3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 (%)</p> <table border="1" data-bbox="350 653 1258 884"> <thead> <tr> <th>保 証 の 方 法</th> <th>補 正 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3：ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>[解] 5 端数処理</p> <p>(1) 間接労務費、工場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>(2) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>(3) 現場管理費、据付間接費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>(4) 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>[解] 6 材料費等の価格等の取扱い</p> <p>工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税相当額を含まないものとする。</p> <p>(1) 物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に108分の100を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。</p> <p>(2) 材料費等 材料費の価格については、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入に要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。 なお、設計単価は、各地方整備局（以下「局」という。）設定単価（局統一単価、県別単価、地区単価をいう。）、局特別調査単価（定期調査）、局特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。 標準歩掛のない労務工数については、材料費と同様に局特別調査単価（臨時調査）、見積りをもとに決定するものとする。 また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件から下記により難しい場合は事前に本局担当課と協議のうえ別途決定する。</p> <p>1) 局設定単価による場合</p> <p>a. 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに登録する</p>	保 証 の 方 法	補 正 値	ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない	<p style="text-align: center;">現行のとおり</p> <p>[解] 6 材料費等の価格等の取扱い</p> <p>工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税相当額を含まないものとする。</p> <p>(1) 物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に110分の100を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">現行のとおり</p>	
保 証 の 方 法	補 正 値									
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04									
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09									
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない									

第 20 章 機械設備点検・整備業務

土木工事標準積算基準書（電気・機械編）

現 行	改 定	備 考																																		
<p>表-20・5 点検整備間接費率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機械設備名</th> <th>点検整備間接費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川用 水門設備</td> <td>河川用 水門・堰設備</td> <td>鋼製ゲート 110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ゴム引布製起伏ゲート 110</td> </tr> <tr> <td>樋門樋管ゲート</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダム用水門設備</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td colspan="2">揚排水ポンプ設備</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トンネル換気設備・トンネル非常用施設</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td colspan="2">道路排水設備</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>4-2 一般管理費等 (1) 一般管理費等の積算は、(点検・整備原価)×(一般管理費等率)とする。 1) 標準一般管理費等率は、表-1・6によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-20・6 標準一般管理費等率(前払金のない場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検・整備原価</th> <th>標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>19.37%</td> </tr> <tr> <td>50万円を超えるもの</td> <td>$G = -1.998 \text{Log}(C) + 30.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <p>4-3 技術調査費 技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は下記により積上げるものとする。 (1) 旅費、日当、宿泊費は、所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。 (2) 技術員の賃金は、点検整備工の賃金に準ずるものとする。 (3) 間接費は、「4-1(7)点検整備間接費」に準ずるものとする。 (4) 一般管理費等は、「4-2 一般管理費等」に準ずるものとする。</p> <p>4-4 消費税等相当額 消費税等相当額は、点検・整備価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> <p>4-5 支給品の取扱い (1) 支給品とは、設備の点検・整備に際して別途契約により取得した材料等を受注者に支給するものをいう。 (2) 支給品の現場間接費に対する取扱いは、次による。 1) 直接材料は、全額を現場間接費算定の対象とする。 (3) 支給品は、一般管理費等の算定の対象としない。</p>	機械設備名		点検整備間接費率	河川用 水門設備	河川用 水門・堰設備	鋼製ゲート 110		ゴム引布製起伏ゲート 110	樋門樋管ゲート	100	ダム用水門設備		110	揚排水ポンプ設備		160	トンネル換気設備・トンネル非常用施設		160	道路排水設備		100	点検・整備原価	標準一般管理費等率	50万円以下	19.37%	50万円を超えるもの	$G = -1.998 \text{Log}(C) + 30.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)	<p>表-20・6 標準一般管理費等率(前払金のない場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検・整備原価</th> <th>標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td style="color: red;">25.55%</td> </tr> <tr> <td>50万円を超えるもの</td> <td style="color: red;">$G = -0.7402 \text{Log}(C) + 29.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>	点検・整備原価	標準一般管理費等率	50万円以下	25.55%	50万円を超えるもの	$G = -0.7402 \text{Log}(C) + 29.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)	<p>現行のとおり</p> <p>現行のとおり</p>
機械設備名		点検整備間接費率																																		
河川用 水門設備	河川用 水門・堰設備	鋼製ゲート 110																																		
		ゴム引布製起伏ゲート 110																																		
	樋門樋管ゲート	100																																		
ダム用水門設備		110																																		
揚排水ポンプ設備		160																																		
トンネル換気設備・トンネル非常用施設		160																																		
道路排水設備		100																																		
点検・整備原価	標準一般管理費等率																																			
50万円以下	19.37%																																			
50万円を超えるもの	$G = -1.998 \text{Log}(C) + 30.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)																																			
点検・整備原価	標準一般管理費等率																																			
50万円以下	25.55%																																			
50万円を超えるもの	$G = -0.7402 \text{Log}(C) + 29.76$ ただし、G：標準一般管理費等率 (%) C：点検・整備原価 (円)																																			